平成２９年（再イ）第４０号
北九州市戸畑区天籟寺１丁目２番54号
再生債務者　小島裕一郎
1　決議に付する再生計画案　平成29年５月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年６月26日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年６月26日まで
平成29年６月５日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（再イ）第４９号
新潟市秋葉区みそら野３丁目９番地８
再生債務者　新井　隆行
1　決議に付する再生計画案　平成29年５月22日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年６月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年６月27日まで
平成29年６月６日　新潟地方裁判所民事部

平成２８年（再イ）第１４号
鳥取県境港市明治町１番地１
再生債務者　萬代　誠
1　決議に付する再生計画案　平成29年５月26日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年６月27日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年７月６日まで
平成29年６月６日　鳥取地方裁判所米子支部

平成２９年（再イ）第５号
宮崎市出来島町155番地２　リバコーポ山脈203号
再生債務者　福圍　哲也
1　決議に付する再生計画案　平成29年５月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年７月４日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年７月４日まで
平成29年６月６日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２９年（再イ）第１０号
兵庫県明石市東朝霧丘27番38号　ピアシティ朝霧301号
再生債務者　柴田　敏昭
1　決議に付する再生計画案　平成29年５月30日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成29年７月６日
3　再生計画案に対する回答期間　平成29年７月６日まで
平成29年６月５日
神戸地方裁判所明石支部再生係

小規模個人再生による変更再生計画案を書面決議に付する決定

平成２７年（再イ）第４１２号
大阪市此花区伝法６丁目１番57―103号
再生債務者　谷岡　哲也
1　決議に付する変更再生計画案　平成29年５月22日付け変更再生計画案
2　変更再生計画案に対する回答期間　平成29年６月30日まで
平成29年６月２日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２９年（再ロ）第３号
神奈川県厚木市妻田北３丁目35番33号
キャッスル石田Ｃ―201
再生債務者　古川　真也
1　決定年月日時　平成29年６月２日午前11時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月23日まで
4　一般異議申述期間　平成29年７月７日から平成29年７月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

平成２９年（再ロ）第１号
静岡県藤枝市小石川町４丁目20番38号　ＩＢＢ５　104号
再生債務者　北野　雄己
1　決定年月日時　平成29年６月６日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成29年６月27日まで
4　一般異議申述期間　平成29年７月６日から平成29年７月18日まで
静岡地方裁判所民事第２部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２８年（再ロ）第１０号
大津市清和町26番１号
再生債務者　前田　耕一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年５月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年７月３日まで
平成29年６月５日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２９年（再ロ）第１５号
大阪市城東区東中浜８丁目８番23―615号
再生債務者　南元　真也
1　意見聴取に付する再生計画案　平成29年５月30日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成29年７月３日まで
平成29年６月５日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第３号
富山市荒川２丁目８番18号
再生債務者　倉本　水紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月５日　富山地方裁判所

平成２９年（再ロ）第２号
富山市荒川２丁目８番18号
再生債務者　倉本　和明
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月５日　富山地方裁判所

平成２８年（再ロ）第２号
広島県福山市坪生町３丁目32番20号
再生債務者　細羽　泰子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成29年６月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成29年６月６日
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

職員の免職処分

独立行政法人造幣局貨幣部貨幣製錬課
技能長　村上　肇
国家公務員法第78条第３号により免職する。
平成29年６月14日
独立行政法人造幣局理事長　百嶋　計

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成29年６月１日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。
平成29年６月14日
大阪市中央区久太郎町２丁目３番15号
大阪婦人子供乳児服厚生年金基金
代表清算人　光川　彰夫

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成29年６月１日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定により、なお、その効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。
1．代表清算人　光川　彰夫
2．住所　奈良県北葛城郡広陵町馬見南６丁目１―18―203
平成29年６月14日
大阪婦人子供乳児服厚生年金基金